

麻績村食堂交流施設設置条例施行規則

令和 8 年 7 月 21 日

規 則 第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、麻績村食堂交流施設設置及び管理に関する条例（令和 8 年麻績村条例第 16 号。以下「条例」という。）第 18 条の規定により、麻績村食堂交流施設（以下「施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の対象者)

第 2 条 施設の使用の対象は、次の各号の全てを満たす者でなければならない。ただし、村長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 使用料の支払い能力があると認められる者
- (2) 使用目的が次のアからオまでのいずれにも該当しないとき。
 - ア 法令等による規制に抵触するおそれがあるとき。
 - イ 公序良俗又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - ウ 特定の団体・個人に係る政治活動又は宗教活動の用に供されるおそれがあるとき。
 - エ 施設又は付属設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
 - オ その他行政執行上適当でない認められるとき。

(使用の申請)

第 3 条 施設の使用をしようとする者は、麻績村食堂交流施設使用許可申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）及び収支予算書（様式第 3 号）
- (2) 定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外にあつては収支報告書）又は納税証明書
- (4) その他村長が必要と認める書類

(申請の審査)

第 4 条 村長は、前条の申請書が提出された場合には速やかにこれを審査し、申請者に遅滞なく麻績村食堂交流施設使用許可通知書（様式第 4 号）を通知しなければならない。

(契約関係)

第 5 条 施設の使用をしようとするときは、麻績村食堂交流施設使用契約書（様式第 5 号）に連帯保証人の印鑑証明書、所得証明書及び納税証明書を添えて契約を結ぶものとする。

(使用の期間)

第 6 条 使用の期間は、5 年間とする。

2 使用者は、使用期間満了後引き続き施設を使用しようとするときは、使用期間満了の6か月前までに麻績村食堂交流施設使用期間更新申請書（様式第6号）により申請し、村長の承認を受けなければならない。

3 村長は、使用期間の更新を許可したときは、麻績村食堂交流施設使用期間更新承認書（様式第7号）使用者に交付するものとする。

（工作物等設置の手続）

第7条 使用者が施設に工作物等の設置をしようとするときは、契約書の定めに従い、あらかじめ村長に麻績村食堂交流施設工作物等設置承認申請書（様式第8号）を提出し、村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、工作物等設置を許可したときは、麻績村食堂交流施設工作物等設置承認書（様式第9号）を使用者に交付するものとする。

（現状変更の手続）

第8条 使用者が施設の現状変更をしようとするときは、契約書の定めに従い、あらかじめ使用者に麻績村食堂交流施設現状変更承認申請（様式第10号）を提出し、村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、現状変更を許可したときは、麻績村食堂交流施設現状変更承認書（様式第11号）を使用者に交付するものとする。

（施設の返還）

第9条 使用者は、施設を返還する場合は使用期間満了の6か月前までに村長に申し出るものとする。

2 使用者は、施設を返還する場合は使用期間満了日（使用許可を取り消した場合にあっては、指定する期日）までに、使用者の負担により現状に回復させたいうえで、返還しなければならない。ただし、特別な理由があるときはこの限りでない。

3 使用者は、施設を返還するときは、村長に麻績村食堂交流施設返還届出書（様式第12号）を提出し、村長の決裁を受けなければならない。

（契約の解除）

第10条 村長又は使用者は、次の各号の一に該当する場合には、使用期間満了を待たずに契約を解除することができる。

（1）村長は、使用者が条例第10条の規定に該当したとき。

（2）使用者は、やむを得ない状況によって使用の継続ができなくなったとき。

2 使用者は、同条第2号により、契約の解除を申し出る場合には、前条第3項によるものとする。

（使用料）

第11条 条例13条に定める使用料の基本設定期間は、毎年4月から翌年3月までとする。

ただし、1年未満の期間に係る使用料の額は、条例に定める使用料年額に基づき、月割計算により算出した額とする。この場合において、1年未満の端数が生じたときは、日

割り計算により算出した額とする。

2 使用料の納付は月毎とし、村長が発行する納付書により納入しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 条例第14条の規定による減免を受けようとする者は、麻績村食堂交流施設使用料減免申請書（様式第13号）を提出し、村長の承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和8年7月21日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

麻績村食堂交流施設使用許可申請書

令和 年 月 日

麻績村長 様

申 請 者
所在地

団体名

代表者名
連絡先（TEL）

麻績村食堂交流施設設置及び管理に関する条例第 5 条の規定により、使用の許可を受けたいので申請します。

（施設の名称）

麻績村食堂交流施設

添付書類

- 1 事業計画書（様式第 2 号）及び収支予算書（様式第 3 号）
- 2 定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- 3 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外にあつては収支報告書）
又は納税証明書
- 4 その他村長が必要と認める書類

麻績村食堂交流施設				
申請年月日 令和 年 月 日				
申請者名				
代表者名		設立年月日	年 月 日	
申請者住所				
電話番号				
メールアドレス				
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務	運営開始年月日	
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
事業計画（別紙可）				
【営業形態について】				
1 業種				
2 営業方法（営業時間、定休日等）				
3 主に提供するメニュー等				

【申請者の理念について】

1 申請した理由

2 申請者の運営方針等

【施設の管理方針について】

【施設の経営について】

1 事業開始における資金計画（資金計画書については任意様式を可とする。）

2 サービスを向上させるための方策

3 利用者等の満足度の実現策

4 その他（地域との連携、他施設との連携等）

その他 特記すべき事項があれば記入してください。

様式第3号（第3条関係）

麻績村食堂交流施設の使用に関する経営の収支予算書（ 年度）

（単位：千円）

		内 訳	備 考
収入合計（A）			
項 目			
支出合計（B）			
項 目	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
収支 (A) － (B)			

※1年間（12か月）の収支又は開業から年度末までの収支を記載してください。

様式第 4 号（第 4 条関係）

麻績村食堂交流施設使用者許可通知書

年 月 日

様

麻績村長

麻績村食堂交流施設設置条例施行規則第 4 条の規定に基づき、下記のとおり貴法人（団体）を下記施設の利用者と決定します。

記

1 使用を許可する施設の名称及び所在地

施設名 麻績村食堂交流施設

所在地 麻績村麻 3 8 8 8 番地 1

2 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 使用料

年額 6 0 0, 0 0 0 円 （月額 5 0, 0 0 0 円）

4 その他

貸付用地について、国道改良工事が行われる場合には、別途協議を行うものとする。

様式第5号（第5条関係）

麻績村食堂交流施設使用契約書

賃借人 麻績村長 を甲とし、賃借人 を乙として、次の条項により、施設使用契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる施設を、乙に使用させる。

名 称	所 在	施設の概要
麻績村食堂交流施設	麻績村麻3888番地1	木造平屋建て 106.00㎡

(用途指定)

第2条 乙は、麻績村食堂交流施設以下「施設」という。)を麻績村食堂交流施設使用許可申請書記載又は添付した事業計画に記載された用途に供しなければならない。

(使用期間)

第3条 当該施設の利用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 乙は、使用期間満了後引き続き施設を使用しようとするときは、使用期間満了日の6か月前までに、甲に申請し、承認を受けなければならない。

(使用料)

第4条 施設の使用料は、麻績村食堂交流施設設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、年額600,000円（うち消費税及び地方消費税額54,545円）とする。

2 1年未満の期間に係る使用料の額は、前項に定める使用料年額に基づき、月割計算により算出した額とする。この場合において、1月未満の端数が生じたときは、日割り計算により算出した額とする。

3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって消費税額等に変動が生じた場合には、乙は、この契約を何ら変更することなく使用料相当額を加減して甲に支払うものとする。

(敷金)

第5条 乙は、甲が定める期日までに1年分の使用料の相当する600,000円を、敷金として甲に納入するものとする。

2 乙が、使用に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、甲は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、乙は甲に対し、敷金をもって使用量に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

3 第1項に規定する敷金は、乙が施設を返還するときに、これを還付する。ただし、施設の使用に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

(使用料の納付)

第6条 乙は、前条に規定する使用料を甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに支払うものとする。

(使用料の改定)

第7条 甲は、施設の使用料を変更する正当な理由が生じたときは、乙に対して使用料の見直しを協議することができる。

(延滞金)

第8号 乙は、甲が定める期日までに使用料を納付しない場合は、納付期限の翌日から起算して、納付した日までの期間に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、定められた率の割合を乗じて算出した延滞金を甲の発行する納入通知書により、指定された期日までに甲に支払わなければならない。

(物件の引き渡し)

第9条 甲は、本契約書第3条に定める使用期間の初日に施設を乙に引き渡すものとする。

(契約不適合)

第9条の2 乙は、この契約書の締結後、使用物件について種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適用しないことを発見しても、目的物の補修又は代替え物若しくは不足分の引き渡しによる履行の追完の請求、既払いの使用料の還付、使用料の減免及び損害賠償の請求をすることができないものとする。

(使用上の制限)

第10条 乙は、施設に新たな工作物を設置しようとするとき又は施設の現状を変更するときは、麻績村食堂交流施設設置条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、事前に甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。この場合の費用負担は、乙が全額を負担するものとする。

(施設の維持管理)

第11条 乙は、善良な使用者の注意をもって施設を維持管理しなければならない。

2 甲は、施設の維持、修繕等その他の行為に要する費用負担はしない。

3 乙は、施設の全部又は一部を滅失し、又は棄損した場合には、直ちにその状況を甲に対して通知しなければならない。

(施設の改修等)

第12条 施設及び設備の維持補修、修繕、改造、増築等については、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、経年劣化等による施設の修繕及び設備の入れ替え等については、乙の使用期間の程度により、甲は乙との協議により決定するものと

する。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この条例、又はこの規則に違反したとき。

(2) 使用の許可条件に違反したとき。

(3) 前2号のほか、管理上支障があるとき。

2 乙は、施設を麻績村食堂交流施設使用許可申請書記載又は添付した事業計画に記載された用途に、使用できなくなった場合には、甲に対して契約の解除を申し出ることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 乙は、施設の使用の権限を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(賠償責任)

第15条 乙が、故意または重大な過失により施設、設備等を破損し、又は滅失したときは、甲の認定に基づいてこれを原状に復し、又は損害額を賠償しなければならない。ただし、甲に賠償させることが適当でないと認めたときはこの限りでない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、使用期間が満了したとき又は、第12条の規定によりこの契約が解除されたときは、有益費、必要費等が存在している場合でも、甲に償還その他一切の請求ができないものとする。ただし、乙の申請により、甲が認めた場合にはこの限りでない。

(連帯保証)

第17条 乙は、条例第7条に定めるところにより、連帯保証人を立てるものとし、連帯保証人は使用者と連携して使用料その他一切の義務を負担しなければならない。

(定めのない事項)

第18条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

この契約を締結したことの証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住 所 長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地

氏 名 麻績村長

乙 住 所

氏 名

丙 連帶保証人 住 所

氏 名

様式第 6 号（第 6 条関係）

麻績村食堂交流施設使用期間更新申請書

令和 年 月 日

麻績村長 様

申 請 者
所在地

団体名

代表者名
連絡先（TEL）

麻績村食堂交流施設設置条例施行規則第 6 条の規定により、使用更新の許可を受けたい
ので、申請します。

（施設の名称）

麻績村食堂交流施設

様式第 7 号（第 6 条関係）

麻績村食堂交流施設使用期間更新承認書

年 月 日

様

麻績村長

年 月 日付で申請のありました使用期間更新については、下記のとおり承認します。

記

1 使用を許可する施設の名称及び所在地

施設名 麻績村食堂交流施設

所在地 麻績村麻 3 8 8 8 番地 1

2 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 使用料

年額 6 0 0 , 0 0 0 円 （月額 5 0 , 0 0 0 円）

4 条件

様式第 8 号（第 7 条関係）

麻績村食堂交流施設工作物等設置承認申請書

令和 年 月 日

麻績村長 様

申 請 者
所在地

団体名
代表者名
連絡先（TEL）

年 月 日付で締結した麻績村食堂交流施設使用契約書により使用している施設について、下記のとおり工作物等を設置したいので、規則第 7 条の規定により申請します。

記

- 1 使用施設 麻績村食堂交流施設
- 2 設置する工作物等の名称
- 3 工作物等の構造等
 （別紙のとおり）
- 4 その他参考となるべき事項

様式第9号（第7条関係）

麻績村食堂交流施設工作物等設置承認書

令和 年 月 日

様

麻績村長

年 月 日付で申請のありました工作物等設置については、下記のとおり承認します。

記

1 使用施設 麻績村食堂交流施設

2 設置する工作物等の名称

3 承認の条件

- （1）現状変更後は、速やかに写真等を添えて報告すること。
- （2）設置した工作物等に関し、使用者は補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持すること。
- （3）工作物等の設置及び管理に起因して第三者に損害を与え、又は争いが生じた場合には、使用者の負担において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
- （4）施設を返還するときは、施設を原状に回復させること。

様式第10号（第8条関係）

麻績村食堂交流施設現状変更承認申請書

令和 年 月 日

麻績村長 様

申 請 者

所在地

団体名

代表者名

連絡先（TEL）

年 月 日付で締結した麻績村食堂交流施設使用契約書により使用している施設について、下記のとおり現状を変更したいので、規則第8条の規定により申請します。

記

- 1 使用施設 麻績村食堂交流施設
- 2 現状変更の内容
- 3 その他参考となるべき事項

様式第 11 号（第 8 条関係）

麻績村食堂交流施設現状変更承認書

令和 年 月 日

様

麻績村長

年 月 日付で申請のありました現状変更については、下記のとおり承認
します。

記

1 使用施設 麻績村食堂交流施設

2 現状変更の内容

3 承認の条件

- （１）現状変更後は、速やかに写真等を添えて報告すること。
- （２）現状変更に起因して第三者に損害を与え、又は争いが生じた場合には、使用者の負担において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
- （３）施設を返還するときは、施設を原状に回復させること。

様式第 12 号（第 9 条関係）

麻績村食堂交流施設返還届

令和 年 月 日

麻績村長 様

申 請 者
所在地

団体名
代表者名
連絡先（TEL）

年 月 日付で締結した麻績村食堂交流施設使用契約書により使用している施設について、下記のとおり返還します。

記

- 1 使用施設 麻績村食堂交流施設
- 2 変換予定日
- 3 原状回復の状況
- 4 返還に伴う措置

村が指定するとおり。

様式第 13 号（第11条関係）

麻績村食堂交流施設使用料減免申請書

令和 年 月 日

麻績村長 様

申 請 者
所在地

団体名
代表者名
連絡先（TEL）

次のとおり、麻績村食堂交流施設使用料の減免を申請します。

記

- 1 使用施設 麻績村食堂交流施設
- 2 減免を必要とする理由
- 3 減免を必要とする期間
- 4 減免額（月額）